「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」におけるプロモーション事業業務委託仕様書

１　委託業務の名称

「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」におけるプロモーション事業

２　業務の目的

令和９年10月１日から12月15日において、東日本旅客鉄道株式会社と連携した観光キャンペーン「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」（以下、「キャンペーン」という。）が開催される。

本事業では、キャンペーンにおいて日本海羽越広域観光推進協議会エリア（以下、「協議会エリア」という。）の魅力を効果的に発信し、協議会エリアの認知度やブランド力の向上を図るためのキャッチコピー及びロゴマークを制作し、キャンペーンの情報を発信するためのポスターデータを制作する。

＜キャンペーンの概要＞

１　キャンペーンの名称

やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン

２　開催概要

(1) 期間

令和９年10月１日（金）～12月15日（水）

(2) 開催地域

協議会エリア

（山形県鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町・戸沢村、
新潟県村上市・関川村・粟島浦村）

３　コンセプト・テーマ

(1) コンセプト

庄内・村上の秋ならではの魅力を、ゆっくりめぐり、味わう。
日本海を染める秋の夕暮れ、豊かな実りを育む大地、季節の移ろいを映す山々。
土地に根づく文化に触れ、上質な温泉に浸かり、旬の味覚をゆったりと楽しむ。
日常から少し離れ、心とからだを満たす秋の旅。

(2) テーマ

心とからだに、秋のごほうび。

４　ターゲット

(1) 居住地

首都圏、宮城県及び新潟県

(2) 属性

ア　Ｆ２層（35歳～49歳女性）
イ　Ｆ３層（50歳以上の女性）

３　期間

契約締結の日から令和９年３月31日（水）まで

４　業務内容

(1) キャッチコピー及びロゴマークの制作

ア　キャッチコピー及びロゴマークの制作

(ｱ) キャンペーンを効果的に展開し、認知度の向上を図るため、キャンペーンのコンセプト及びテーマを体現し、ターゲットに訴求することができるキャッチコピー及びロゴマークを制作すること。

(ｲ) デザイン案を各２案以上提案すること。

(ｳ) キャッチコピー及びロゴマークは、カラー及びモノクロの案を提示すること。

(ｴ) 制作するロゴマーク及びキャッチコピーについては、ポスター、パンフレット、Webサイト、ＳＮＳ、ノベルティ等への展開を想定し、用途に応じて使用できる複数のレイアウトパターンを作成すること。

(ｵ) 受託者は、提案するロゴマーク、キャッチコピーについて、第三者の商標権その他の知的財産権を侵害しないことを確認すること。

(ｶ) 最終的なキャッチコピー及びロゴマークは、発注者と協議のうえ決定することとし、発注者から提案内容への修正指示があった場合は速やかに対応すること。

イ　デザインマニュアルの制作

マニュアルには、次の項目等を記載すること。

(ｱ) ロゴマーク

(ｲ) ロゴマークの基本形

(ｳ) キャッチコピー

(ｴ) キャッチコピーのコンセプト

(ｵ) ロゴマーク、キャッチコピーの組み合わせ

(ｶ) 使用例

(ｷ) フォントやカラー規定

(ｸ) アイソレーションエリア

(ｹ) 表示色と背景色の関係（背景色とロゴの視認性）

(ｺ) 使用禁止例

(2) ポスターデータの制作

ア　令和８年７月から９月に実施した「山形庄内夏の観光キャンペーン」で制作したキャッチコピー・ロゴで提案した「癒し」の旅という要素を踏まえながら、キャンペーンのコンセプト及びテーマを体現し、キャンペーン期間中に実施される協議会エリアの景色・文化、温泉、食・食文化といった観光資源等を盛り込み、10～12月の魅力を訴求するポスターデータを制作すること。

イ　本キャンペーンは協議会エリアを対象とした広域観光キャンペーンであることから、ポスターのメインビジュアルは酒田・鶴岡・村上の各ブロックをバランスよく表現するものとすること。具体的には、次の３ブロックからそれぞれ１枚以上の写真を選定し、３連ポスターとしてデザインを提案すること。また、３連ポスター全体のデザイン案について２案以上提案すること。

(ｱ) 酒田ブロック（酒田市、遊佐町、庄内町）

(ｲ) 鶴岡ブロック（鶴岡市、三川町、戸沢村）

(ｳ) 村上ブロック（村上市、関川村、粟島浦村）

ウ　各ポスターは単体でも成立するデザインとするとともに、３枚を並べて掲出した際に統一感のあるシリーズ作品となるよう制作すること。

エ　ポスターデータの制作に当たっては、発注者が提供する写真を使用することを

基本とし、視覚的訴求力の高い構成とすること。
なお、受注者が独自に用意した写真を使用することも可能とするが、当該写真の調達、使用許諾その他使用に係る一切の費用は受注者の負担とする。

オ　ポスターは、メインとなる写真を１枚大きく使用することを基本とし、必要に応じてその他の写真を挿入することを可能とする。

カ　ポスターには、協議会エリア全体の位置関係及び構成自治体が視覚的に把握できる地図を掲載すること。また、キャッチコピー及びロゴマーク、キャンペーン期間、キャンペーン名称、JRロゴ、日本海羽越広域観光推進協議会、やまがた観光キャンペーン推進協議会、写真に使用した観光スポット名その他発注者が必要と認める事項を掲載すること。

５　成果品

(1) 受注者は、本業務完了後、速やかに以下を提出すること。

ア　キャッチコピー、ロゴマーク、ポスターデータ：JPEG、BMP、AIの各形式

イ　デザインマニュアル：PDF

ウ　完了報告書：PDF

(2) ポスターデータは、Ｂ１判（728mm×1,030mm）の原寸で、印刷に耐えうる解像度及び仕上がりとなるものであること。

(3) 納品方法

電子メール等によりデータで提出すること。データ容量が電子メールで送信できない場合は、発注者と協議のうえ、オンラインストレージ等の方法により提出すること。

(4) 成果品の提出期限

令和９年３月12日（金）

６　著作権

(1) 本業務は、著作権法(昭和45年法律第48号)に問題が生じないよう配慮すること。

(2) 本業務により新たに発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

(3) 本業務により新たに発生した版権は、すべて発注者に帰属するものとする。

(4) 本業務の実施による成果品は、画像等の必要な利用許諾を取得したうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

(5) 成果品の提出後、発注者は10日以内に検査し、必要に応じて修正を求める場合がある。

(6) 本業務において使用する識別可能な人物を含む写真等は、発注者が提供する写真素材に限るものとする。受注者が独自に手配したタレント、モデル、インフルエンサー、キャラクターその他第三者の肖像又は知的財産権を有する素材は使用してはならない。

７　受注者の義務

(1) 受注者は、本業務の履行にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識と知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

(2) 本業務の進捗状況を発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
(3) 本仕様書は本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても必要と認められるものについては充足しなければならない。
(4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
(5) 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。

8　個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 保有の制限

ア　受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

イ　受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

ウ　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(4) 漏えい、滅失及び毀損の防止

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 目的外利用・提供の禁止

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 事故発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(7) 違反した場合の措置

発注者は、受注者が本仕様書又は契約に定める個人情報の取扱いに関する事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

9　その他

(1) 発注者は、令和８年度において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、令和８年度分における契約の変更又は解除に向けた手続きを行うことがある。

(2) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合や、本仕様書に記載されていない事項については、その都度、発注者と受注者で協議のうえ対応を決定するものとする。